

定め、事業管理者およびそこに従事する人たちの共通認識を明示した文書として策定し、活用されることを期待する。モデルとして提示した本危害防止規定の内容は、大規模な事業所を想定しているため、広範囲な内容となっているので、適用する場合は、組織の規模等に応じて不要と思われる項目は削除して構築していただきたい。重要なことは、組織の規模の大小にかかわらず、遵守しなければならない事項、法的な規制事項等に抜けが無いよう吟味し、構築することであり、本モデルが参考になることを確信している。

参考文献

- 1) 昭和50年11月6日厚生労働省薬安第80号、薬監第134号厚生省薬務局安全・監視指導課長連名通知：「毒物劇物危害防止規定について」
- 2) 山口県毒物劇物危害防止対策協議会：毒物劇物取扱管理指針(1994)
- 3) 鹿児島県保健福祉部薬務課：毒物劇物危害防止マニュアル(2007)
- 4) 日本ソーダ工業会：液化塩素取り扱い安全指針(1999)
- 5) 出光石油化学(株)千葉工場：毒物劇物危害防止規定(2002)
- 6) (株)トクヤマ徳山製造所：毒物劇物危害防止規定(2001)
- 7) 厚生労働省告示第53号：「労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針」(1999)
- 8) 中央災害防止協会：「労働安全衛生マネジメントシステム担当者の実務」(2005)
- 9) 中央災害防止協会：「グローバルOHS-MS」(1997)
- 10) 長谷川和俊，大野晋，関谷正明：「毒物劇物の事例解析に基づく安全管理創生に関する研究」平成18年度研究報告書(H17-化学-一般-005)厚生労働省研究補助金 化学物質リスク研究事業(2007)

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

なし

H. 知的財産権の出願・登録状況

なし

毒物劇物危害防止規定
—販売業—

目次

| | |
|-----------------|------------------------------|
| 第1章 総 則 | |
| 1.1 | 目 的 3 / 16 |
| 1.2 | 適用法令 3 / 16 |
| 1.3 | 定義 3 / 16 |
| 1.4 | 適用範囲 4 / 16 |
| 第2章 毒物劇物安全管理体制等 | |
| 2.1 | 安全管理方針 4 / 16 |
| 2.2 | 管理目標の設定 4 / 16 |
| 2.3 | 危険又は有害要因の特定 5 / 16 |
| 2.4 | 安全管理計画の作成 5 / 16 |
| 2.5 | 安全管理組織 5 / 16 |
| 2.6 | 管理者等の選任と職務 6 / 16 |
| 2.7 | 安全管理計画の実施 7 / 16 |
| 第3章 安全管理 | |
| 3.1 | 安全管理 7 / 16 |
| 3.2 | 機器類の管理 8 / 16 |
| 3.3 | 立ち入り制限 9 / 16 |
| 3.4 | 盗難、紛失の防止 9 / 16 |
| 3.5 | 飛散、流出防止 9 / 16 |
| 3.6 | 除外設備 10 / 16 |
| 3.7 | 火気使用の制限 10 / 16 |
| 第4章 業務管理 | |
| 4.1 | 業務管理 10 / 16 |
| 4.2 | 毒物劇物施設等の点検 11 / 16 |
| 4.3 | 毒物劇物施設等の管理 11 / 16 |
| 4.4 | 廃棄基準 11 / 16 |
| 第5章 物流 | |
| 5.1 | 運 搬 12 / 16 |

| | |
|-----------------------|------------------------------|
| 第6章 事故発生時の措置 | |
| 6.1 | 関係機関への届出 13 / 16 |
| 6.2 | 事故発生時の連絡等 13 / 16 |
| 第7章 事故調査 | |
| 7.1 | 事故の調査・報告 14 / 16 |
| 7.2 | 情報の管理と活用 14 / 16 |
| 第8章 教育・訓練 | |
| 8.1 | 教育及び訓練 14 / 16 |
| 第9章 文書化と記録及び保管 | |
| 9.1 | 文書化 15 / 16 |
| 9.2 | 記録及び保管 15 / 16 |
| 第10章 監査 | |
| 10.1 | 監査計画の立案と実施 15 / 16 |
| 付 則 16 / 16 | |

毒物劇物危害防止規定 ー販売業ー

第1章 総 則

1. 1 目 的

この規定は、毒物及び劇物取締法に基づき、毒物及び劇物（以下「毒物劇物」という。以下同じ）の販売業の登録を受けた販売業務における安全の確保とその管理体制を明確にし、毒物劇物の取扱における安全管理基準を定める。この目的を達成するため、毒物劇物営業者（以下「毒物劇物営業者」という）としての経営方針を明確にして、安全管理方針を定め、年度管理計画等を立案し、着実に実行する。定期的に管理状況を評価して活動事項等の改善を図ることにより、自主的危険防止活動を促進して、危害を未然に防止し、安全及び保健衛生の管理レベルの向上を図る。

1. 2 適用法令

該当法規類は、毒物及び劇物取締法に関する法令（法律、政令、省令、通知）及び輸送関係法令等である。

1. 3 定義

この規定において使用する用語の定義を設け、毒物及び劇物取締法において使用する用語例によるほか、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 「会社」とは、〇〇会社をいう。
- (2) 「営業所」とは、毒物劇物を取り扱う〇〇会社△△営業所をいい、「毒物劇物営業者」とは当該営業所の責任者（社長あるいは営業所長を想定する）をいう。
- (3) 法とは、毒物及び劇物取締法（以下「毒物劇物法」という）及び貨物自動車運送事業法（以下「運送法」という）をいう。
- (4) 法令とは、毒物劇物法及びそれら法律の政令、省令、通知等をいう。
- (5) 「毒物劇物施設等」とは、毒物劇物法に示す毒物劇物の貯蔵所、保管所、出荷施設、消費施設、試験室及び研究室等をいう。
- (6) 「毒物劇物取扱責任者」とは、法第7条で規定された毒物劇物取扱責任者をいい、製造所にあつては都道府県知事を経て厚生労働大臣に、販売業の登録を受けている者にあつては営業所又は店舗ごとに所在する都道府県知事に、届けた者をいう。変更した場合も同様とする。
- (7) 「特定毒物研究者」とは、第6条で規定された毒物を研究のため取り扱うため、都道府県知事の許可を受けた者をいう。変更した場合も同様とする。
- (8) 「事故」とは、毒物又は劇物が飛散し、漏れ、流れ出、しみ出、又は地下にしみ込んだ場合において、不特定又は多数の者について保健衛生上の危害が生ずる恐れがあ

る状態をいう。

- (9) 「災害」とは、火災、爆発、石油の漏洩もしくは劇物や毒物等の事故また、は地震、津波等の異常な自然現象により生ずる被害をいう(石油コンビナート等災害防止 2 条第 3 号準拠)。
- (10) 緊急事態には火災、爆発、石油の漏洩流出及び毒物劇物等化学物質の漏洩流出、自然災害(地震、雷、津波、高潮、台風、洪水、大量の降雨・降雪等)等の発生により災害が発生するおそれのある状態をいう。
- (11) 危害とは、事故や災害の発生などにより生命や身体などを損なうような危険なことをいう。

1. 4 適用範囲

この規定の適用範囲は、法令に示す毒物劇物の運送業務に携わる者又は取扱いに従事する従業員に適用する。

遵守義務

- (1) 毒物劇物取扱業務に従事する者は、本規定に定める事項を遵守しなければならない。
- (2) この規定に定める事項は、毒物劇物営業者が教育訓練を繰り返し実施し周知徹底を図る。

第 2 章 毒物劇物安全管理体制等

2. 1 安全管理方針

- (1) 毒物劇物営業者は、安全衛生方針を表明し、毒物劇物取扱業務に従事する者に周知させるとともに、危害防止に関する管理計画(以下「毒物劇物危害防止管理計画」という)を策定し、実行し、評価して次年の計画に反映させなければならない。
- (2) 毒物劇物営業者は、毒物劇物取扱業務に従事する者に対して、その特性をよく理解させるとともに、取扱時に毒物劇物を飛散、流出させないように教育する。又、万が一、流出、浸出や飛散した場合の措置を訓練させなければならない。
- (3) 毒物劇物営業者は、関係法令の遵守はもとより、安全確保を図るため、危害防止の目的を設定し、設備や取扱方法などの改善や、管理体制を充実強化し、積極的な安全教育及び訓練に努め、一般の使用者に対しても、安全意識や危害防止の啓蒙に努めなければならない。

2. 2 管理目標の設定

毒物劇物営業者は、保健衛生上の見地から安全衛生方針に基づき、次に掲げる事項を踏まえ、毒物劇物の管理目標を設定し、当該目標において一定期間に達成すべき到達点を明

らかとするとともに、当該目標を業務に従事する者に周知する。

2. 3 危険又は有害要因の特定

- (1) 毒物劇物営業者は、毒物劇物取扱に係わる設備や毒物劇物等の化学物質等の危険性や有害性（これらを含め「有害要因」という）を特定する手順を定めるとともに、この手順に基づき、有害要因を特定するものとする。
- (2) 毒物劇物営業者は、法又はこれに基づく命令、営業所の基準等に基づき実施すべき事項及び前項の調査の結果に基づき毒物劇物取扱業務者の危害を防止するため必要な措置を決定する手順を定めるとともに、この手順に基づき、実施するものとする。
- (3) 毒物劇物営業者は、毒物劇物を販売又は授与（以下「譲渡」という）する場合に必要な事項を記した書面の提出を受けなければ、毒物又は劇物を毒物劇物営業者以外の者に譲渡してはならない。譲渡の申し込みのあった場合は、毒物劇物の使用目的及び使用量が適切なものであるかどうかを十分確認し、適正と判断される場合に譲渡する。譲渡する場合は、身分証明書等により十分確認した後に行う。次に掲げる者に譲渡してはならない。
 - ア. 年齢 18 歳に満たない者
 - イ. 精神病者又は麻薬、大麻、アヘン若しくは覚せい剤の中毒者
- (4) 毒物劇物の盗難や紛失等により、多大な危害を発生させることがあるため、毒物劇物営業者は毒物劇物の保管、陳列に当たっては監視できる場所や施錠管理を確実にを行うように管理する。また、車両等で毒物劇物を配達する場合は、搬送の前後に、数量品名を確認し、車両等からの脱落がないよう荷物を括り、配達人が車両から離れる場合にあっては、必ず施錠管理を徹底させなければならない。

2. 4 安全管理計画の作成

毒物劇物営業者は、安全衛生目標を達成するため、営業所における有害要因等の調査の結果に基づき、年間の安全管理計画を作成するものとする。また、毒物劇物の保管、運送に関わる事項を外部に委託している場合には、法令を遵守し誠実に職務遂行していることを毒物劇物営業者自らが確認しなければならない。改善を要する事項がある場合には、適正に業務が遂行されていることを自ら確認するまでは、業務を委託してはならない。

2. 5 安全管理組織

営業所の毒物劇物の取扱に係わる危害防止を図るため、管理体制を整備し、管理組織の役割を明確にして管理計画を確実に実行するため「〇〇営業所安全管理組織図」を（図 1）のとおり定める。その例を示す。

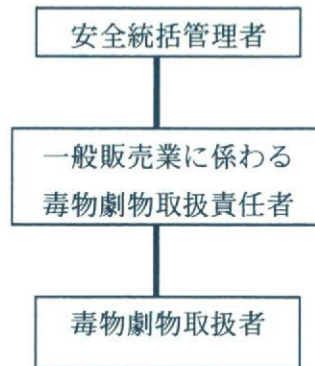


図1 ○○営業所安全管理組織の例

2. 6 管理者等の選任と職務

職務の例として下記したが、各営業所の実態に即して定める。

(1) 統括管理者等の選任

毒物劇物営業者は、毒物劇物の取扱に係わる危害防止のため、資格を有するものから毒物劇物取扱責任者を選任する。また、毒物劇物取扱責任者を選任した場合は、遅滞なく厚生労働大臣及び○○知事に届けなければならない。毒物劇物取扱責任者を変更した場合も同様とする。

- ア. 毒物劇物営業者は、安全統括管理の役割を担い、営業所内の安全の確保及び毒物劇物の取扱に係わる危害防止に関し、営業所内を統括管理する
- イ. 毒物劇物営業者は、総括管理者の代理者を選任する。
- ウ. 毒物劇物営業者は、毒物劇物の資格を有するものの中から、毒物劇物取扱責任者を選任する。

(2) 統括管理者等の職務

統括管理者等の職務は次のとおりとする。

- ア. 総括管理者及び代理者

営業所における毒物劇物の取扱についての総括的な管理監督を行う。また、代理者は総括管理者不在時に、その職務を代行する。
- イ. 毒物劇物取扱責任者

毒物劇物取扱責任者は、職場の毒物又は劇物による保健衛生上の危害の防止のため、次の項目に掲げる業務を行う。

 - (a) 製造施設等について、設備に関する法定の基準の遵守状況の点検及び管理
 - (b) 品質、着色又は表示に関する法定の基準の遵守状況の点検

- (c) 取扱に関する法定の基準の遵守状況の点検
- (d) 運搬に関する法定の基準の遵守状況の点検
- (e) 廃棄に関する法定の基準の遵守状況の点検
- (f) 毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失することを防ぐのに必要な措置を 5/16
る。
- (g) 事故発生時の措置等
 - ・ 事故の拡大防止のための応急措置の実施
 - ・ 関係機関及び周辺事業所等への連絡体制の確立
 - ・ 応急措置に必要な資機材等の配置、点検、管理
 - ・ 事故の原因調査及び再発防止のための措置の実施
- (h) 取扱及び事故発生時の応急措置に関する従業員の教育、訓練の実施
- (i) 譲渡に係る業務日誌の作成
- (j) その他保健衛生上の危害防止に関する事項
- (k) 危害防止上必要な意見を、毒物劇物営業者に意見具申すること

ウ. その他

営業所長は、毒物劇物取扱責任者が不在時の場合を想定して、あらかじめ適格者の中から、その代理者を選任しておかなければならない。

2. 7 安全管理計画の実施

- (1) 毒物劇物営業者は、安全確保を図るため毒物劇物危害防止管理計画を適切、かつ継続的に実施する手順を定めるとともに、この手順に基づき、管理計画を適切かつ継続的に実施、及び運用するものとする。
- (2) 毒物劇物営業者は、安全管理計画を適切かつ継続的に実施するために必要な事項について従業員、及び関係者に周知させる手順を定めるとともに、この手順に基づき、安全衛生計画を適切かつ継続的に実施するために必要な事項をこれらの者に周知させるものとする。

第3章 安全管理

3. 1 安全管理

- (1) 毒物劇物営業者は、安全に関する基準類の整備を行い、毒物劇物取扱者に徹底させ、危害の防止に努めなければならない。
- (2) 毒物劇物営業者は、営業所の毒物劇物危害防止のために、安全管理計画を立案し、実行し、評価し、改善するサイクルを確立する。特に、取扱物質の化学物質安全性データシート(MSDS)を整備し、定期的に毒物劇物取扱者を教育し、徹底しなければならない。

- (3) 毒物劇物営業者は、毒物劇物詰替えや小分などの取扱時や搬送時等は、毒物劇物の飛散・流出・浸出防止を行うとともに、周辺地域の危害が最小限となる処置方法を定期的に教育訓練させなければならない。
- (4) 毒物劇物営業者は、毒物劇物危害防止活動が法令や本規定を遵守し効果的に行われているかどうかを定期的に確認しなければならない。事故事例の分析からは、この教育が不十分の為に発生している事が多いので、教育の修得度を確認し、不十分ならば再教育を行う。

3. 2 機器類の管理

毒物劇物営業者は、毒物劇物取扱施設（車両を含む）や機器・器具（以下「機器類」という）は、飛散流出浸出が発生しないように設備の材質、構造を定めるとともに、取扱方法及び保守点検などの必要事項を定めた基準を作成し、毒物劇物取扱者を教育し、周知させる。業務を委託する場合にあっても以下の基準を満たしていることを定期的に確認し、適正に業務がなされるように指導監督すること。また、その実施状況を毒物劇物取扱責任者に管理監督させなければならない。なお、事故事例の分析からは、この教育が不足し管理監督が不十分の為に発生している事が多い。

(1) 機器類等の基準

- ア. 使用する機器類は、飛散流出浸出がないようにするとともに、運送による振動や交通事故により毒物劇物が漏洩しないような適正な構造と強度を有する材質であること。
- イ. 毒物劇物が漏洩した場合を想定し、適切に対応するための最小限の処理資機材を備える。

(2) 貯蔵・保管設備の基準

- ア. 毒物劇物を貯蔵、保管等する場所は、その他の物を貯蔵、陳列等する場所と明確に区分された毒物劇物専用のものであること
- イ. 敷地境界線から十分に離すこと。或いは一般の人が容易に近づけない措置を講じること
- ウ. 毒物劇物とその他の物とを区分して貯蔵できるものであること。
- エ. 毒物劇物を貯蔵するタンク、ドラムかん、その他の容器は、毒物又は劇物が飛散し、漏れ、又はしみ出るおそれのないものであること
- オ. 容器等を用いないで毒物又は劇物を貯蔵する設備は、毒物又は劇物が飛散し、地下にしみ込み、又は流れ出るおそれがないものであること
- カ. 毒物又は劇物を貯蔵する場所に鍵をかける設備があること。ただし、その場所が性質上鍵をかけることができないものであるときは、その周囲に、堅固な柵が設けてあること
- キ. 毒物劇物等の貯蔵場所の鍵及び表示の保守に関することを定め管理すること

ク. 定期的に保管状況（品名、数量を含む）に異常のないことを確認する。

(3) 毒物劇物の表示

毒物劇物を貯蔵又は収納する容器等は、以下のように表示する。

ア. 貯蔵又は収納するための容器及び被包

(a) 毒物劇物の名称

(b) 毒物にあつては「医薬用外毒物」（赤地に白文字）

(c) 劇物にあつては「医薬用外劇物」（白地に赤文字）

イ. 譲渡のための容器及び被包

(a) 前号に定める文字

(b) 毒物劇物の成分及びその含有量

(c) 製造業者名及びその所在地

ウ. その他関係法令に定められた事項

3. 3 立ち入り制限

毒物劇物営業者は、荷役現場周辺には「関係者以外立ち入り禁止」の標識を掲示し、関係者以外は立ち入らせないようにさせなければならない。

3. 4 盗難、紛失の防止

毒物劇物営業者は、毒物劇物による危害を防止するため、毒物劇物の保管場所等の維持管理に関する基準を作成し、遵守させなければならない。また、毒物劇物取扱責任者にその管理監督をさせなければならない。

ア. 保管庫は堅固な構造とし、容易に持ち運びができないようにする。

イ. 保管庫は施錠する。

ウ. 保管庫のある部屋は常に出入り口を施錠する。

エ. 車両等の運転に従事する者は、毒物劇物を積載した車両から盗難に遭わないよう及び紛失しないように施錠等を用いて管理する。

オ. 毒物劇物管理者は保管場所及び保管庫の管理者を定め、保管場所に氏名を掲示する。

カ. 毒物劇物の品名及び数量を確実に管理し、定期的にそれを確認しなければならない。

キ. 管理者は定期的に保管状況を確認し、毒物劇物取扱責任者に確認結果を報告する。

3. 5 飛散、流出防止

毒物劇物統括管理者は、毒物劇物による危害を防止するため、関係法令に従い毒物劇物の飛散、流出防止の措置を定め、事故・災害の未然防止に努めなければならない。

ア. 毒物劇物の飛散、流出防止の措置をあらかじめ定める。

- イ. 関係先の連絡系統を確立し、事故・災害後は直ちに関係先に通報する。
- ウ. 毒物劇物の危害を防止するための保護具及び非常用工具を常備する。

3. 6 除外設備

毒物劇物営業者は、毒物劇物を含有する粉塵、ガス又は廃水の処理に必要な資機材を用意するとともに、毒物劇物が流出した際に使用する保護具及び非常用工具を常備する。

3. 7 火気使用の制限

毒物劇物営業者は、毒物劇物による危害を防止するため、荷役現場や客先毒物劇物取扱施設内に客先管理者の許可なしに、火気を持ち込むことや、火気を無断で使用してはならない。また、許可された場所以外で喫煙してはならない。

第4章 業務管理

4. 1 業務管理

毒物劇物営業者は、毒物劇物の取扱や運送時等の安全確保に関する必要事項を定めた業務基準を作成し、毒物劇物取扱者に教育し周知させなければならない。毒物劇物の保管、運搬等、関係する業務を外部に委託する場合は、法令を遵守し毒物劇物営業者が定めた基準に適合するようその役務範囲と責任を明確にして委託するとともに、定期的に確認し、適正に業務がなされるように指導監督する。なお、事故事例の分析からは、この教育が不十分の為に発生している事が多い。

(1) 基準は以下の内容を含んでいること

- ア. 毒物劇物取扱に関する業務
- イ. 毒物劇物の施設等の運転、操作など
- ウ. 毒物劇物施設点検、整備
- エ. 設備工事に関する安全措置
- オ. 緊急時の措置に関する措置
- カ. その他、安全に関する必要な事項
- キ. 毒物劇物譲渡者との業務手順及び役務・責任範囲

(2) 毒物劇物の取扱に関する作業手順は以下の事項を織り込み、作業毎に制定し、取扱者に徹底しなければならない。

- ア. 人体に対する影響と着用保護具
- イ. 救急措置
- ウ. 緊急連絡に関すること
- エ. 緊急時の措置

(3) 毒物劇物営業者は、毒物劇物取扱者に対して、作業の状況により適切な保護具を着

用させなければならない。

- (4) 毒物劇物の保管、運搬等、関係する業務を外部に委託する場合は、法令を遵守し毒物劇物営業者が定めた基準に適合するようその役務範囲と責任を明確にして委託するとともに、定期的に確認し、適正に業務がなされるように指導監督すること。

4. 2 毒物劇物施設等の点検

毒物劇物営業者は、毒物劇物取扱施設および機器類を適性に維持管理させなければならない。業務を委託する場合であっても以下の基準を満たしていることを定期的に確認し、適正な業務がなされるように指導監督すること。毒物取扱責任者はその実施状況を管理監督し必要事項を指示しなければならない。

- (1) 設備および機器類を適性に維持管理するための点検は以下のとおりである。
 - ア. 日常点検：稼働中に点検を行う。
 - イ. 定期点検：定期的に周期を決めて行う点検。装置を停止して行うものもある。
 - ウ. 法定点検：関係法令に基づいて行う点検検査を行う。
- (2) 点検の結果、異常が発見された場合は速やかに整備管理者に報告する。
- (3) 整備を行うものは速やかに、補修その他の適切な改善措置を講じる。
- (4) 毒物劇物施設等の点検結果及びその措置状況を記録し、その設備を管理する責任者の確認を経て、毒物劇物取扱責任者に報告の後、保管する。

4. 3 毒物劇物施設等の管理

毒物劇物営業者は、毒物劇物施設等の設備および機器類を適性に維持管理させるため、管理責任者を定め管理させなければならない。

- (1) 毒物劇物施設等の機器類は正常に機能するよう維持管理する。
- (2) 毒物劇物施設は5S (Seiri, Seiton, Seibi, Seisou, Sitsuke) の確保に努め、不要なものは置かないこと。
- (3) 毒物劇物が飛散又は漏洩しないようにすること。
- (4) 毒物劇物の盗難又は紛失を防止するため、使用量及び貯蔵数量の点検確認を行うこと。
- (5) 毒物劇物を収納する容器には、飲食物の容器として使用されるものは使用しないこと。
- (6) 貯蔵の周囲に防液堤がある場合、雨水の水抜き弁は常に閉止しておくとともに、当該防液堤に雨水が滞留している場合はその水質に異常がないことを確認してから排水すること。

4. 4 廃棄基準

毒物劇物営業者は、毒物劇物を安全に処理するため、廃棄の基準を作成し、毒物劇物の

取扱者を教育し、周知させなければならない。業務を委託する場合にあっても定めた基準を満たしていることを定期的を確認し、適正な業務がなされるように指導監督すること。事故事例の分析からは、この教育が不十分の為に発生している事が多い。廃棄する場合には流出漏洩等により、環境を悪化させることが無いようにする。毒物劇物及びそれを収納した容器又は被包を廃棄する場合は以下のように行う。

- (1) 毒物劇物管理者は毒物劇物の廃棄に際しては、予め廃棄計画を立案し、その作業責任者を定めること。
- (2) 作業責任者は当該廃棄に対して十分な知識と経験を有する者を選任すること。
- (3) 作業計画は周囲の環境に配慮し、法令及び環境汚染がないよう環境関係法令等を遵守すること。

第5章 物流

5.1 運搬

毒物劇物営業者は、毒物劇物の運搬に関する危害を防止するため、車両による運搬に際しては、次の事項を確認して従事させる。業務を委託する場合にあっても定めた基準に適合していることを定期的を確認し、適正な業務がなされるように指導監督すること。

- (1) 容器又は被包の使用
 - ア. 毒物劇物が容器又は被包に収納され、密閉されていること。
- (2) 積載の方法
 - ア. 容器又は被包は落下、転倒、破損しないよう積載すること。
 - イ. 容器又は被包は積載車両の長さ及び幅を越えないこと。
 - ウ. 毒物劇物の車両による荷役時は、車両の移動を防止するため車両の移動を防止する措置を講じて行う。
- (3) 1回につき5千キログラム以上運搬する場合の処置
 - ア. 法令で定める距離以上運搬する場合は、車両一台につき運転者のほか交替して運転する者又は助手を同乗させる。
 - イ. 車両には、厚生省令で定める標識を掲げる。
 - ウ. 車両には、防毒マスク、ゴム手袋など事故時の応急措置に必要な保護具を二人分以上備える。
 - エ. 車両には、運搬する毒物劇物の名称、成分及び含量、事故時に行う応急措置の内容を記載した書面を備える。
- (4) 運搬の方法
 - ア. 毒物劇物及び運送上の関係法令を遵守し安全運転を行うこと。
 - イ. 運搬ルートは法令で禁止されているルートでないことを確認する。
(指定されたトンネル等)

- ウ. 毒物劇物が漏洩した場合を想定して被害が最小限となるルートを選定する。
- エ. 交替して運転する者又は助手を確保していること。
- オ. 車両に「毒」の標示板を掲げていること。
- カ. 事故時の応急措置等を記載した「緊急時の措置要領（イエローカード）」を運転する者に交付するとともに、周知徹底すること。
- キ. 運搬する毒物劇物が持ち去られないように厳重に管理する。
- ク. 毒物劇物被譲渡者の敷地内に搬入する場合は、法令を遵守するほか毒物劇物譲渡者の規定により行うこと。
- ケ. 毒物劇物を毒物劇物被譲渡者に引き渡す場合は品名及び数量を相互に確認すること。

第6章 事故発生時等の措置

6. 1 関係機関への届出

毒物劇物営業者は、次の事象が発生した場合、その状況を速やかに保健所、消防及び警察署に届出なければならない。また、毒物劇物を取り扱う者にたいして必要な処置を行えるように周知徹底しなければならない。

- (1) 毒物劇物の飛散、流出又は地下へのしみ込み等保健衛生上の危害が生じる恐れのあるとき
- (2) 毒物劇物の盗難又は紛失時
- (3) 火災、爆発、可燃物の漏洩や流出及び環境に重大な影響を及ぼすおそれなどが生じた場合

6. 2 事故発生時の連絡等

毒物劇物営業者は、事故や災害及び危害の発生などの異常な事象（以降「異常」という）が発生した場合の措置について基準を作成し、関係者に徹底させなければならない。毒物劇物取扱者に対しては必要な処置が行えるよう定期的に訓練させなければならない。

- (1) 営業所内における異常の事態が生じる場合は、この基準に従い措置する。
- (2) 構外（車両による運搬中）における事故の場合は、直ちに消防局、保健所及び警察署並びに荷送人に連絡し、その指示を受けるとともに、次の措置を講ずる。尚、具体的な措置は毒物劇物の種類毎に作成されたイエローカードによる。

ア. 漏洩時の措置

毒物劇物による毒性を充分認識の上、まず漏えいを止める措置を講ずる。

イ. 出火時の措置

可燃性物質が漏えい、出火した際は毒性を充分認識の上、消火活動を行う。

ウ. 保護具

ゴム手袋、長靴、保護衣等それぞれの特性に応じ、必要なものを使用する。

エ. 応急措置

- (a) 通行人、付近住民への火気使用の禁止、風上への避難等の協力依頼を行う。
- (b) 暴露又は接触した際は、直ちに水洗する。

オ. その他

車両は、毒物劇物の特性に応じ必要な保護具、消火器等を備える。

第7章 事故調査

毒物劇物営業者は、事故等が発生した場合には、迅速かつ適切に調査できるシステムを確立しておかなければならない。事故調査および報告にあたっては、事故の原因を明らかにし、原因となった事項の是正処置を調査検討する。毒物劇物営業者は、再発防止対策を策定して、速やかに計画を立て実施しなければならない。また、その実施状況等を確認する。

7. 1 事故の調査・報告

毒物劇物営業者は速やかに事故調査に適切なメンバーからなる調査チーム編成し、事故調査にあたらせる。

- (1) 事故調査チームは事故の原因とその是正措置を明らかにして 毒物劇物営業者に報告し、承認を得る。
- (2) 毒物劇物営業者は、事故報告書を関係者に周知し、教育を行うこと。
- (3) 毒物劇物営業者は、事故の原因となった事項の是正を指示し、是正措置を行わせるとともに、再発防止対策を策定して計画的に実施し、その結果を確認する。

7. 2 情報の管理と活用

- (1) 事故報告書は、速やかに営業所の毒劇物取扱者全員に周知し、類似事故の未然防止を図ること。
- (2) 事故情報は、営業所内の情報のみならず、社外の関連情報を整理蓄積し共有化を図るとともに、毒物劇物取扱者の教育に活用すること。
- (3) 事故情報は、定期的に分析して類似事故防止の知見を解析し、活用を図ること。

第8章 教育・訓練

8. 1 教育及び訓練

- (1) 毒物劇物営業者は、毒物劇物の危害を防止するため、必要事項を「年間教育研修計画」に盛り込み、毒物劇物取扱者の教育及び訓練を行わせ、その修得状況を把握し-

定のレベル以上の知識・技能を有するように管理し、一定レベル以上の修得状況を保つように、しなければならない。教育の内容は次の項目を含めなければならない。

- ア. 関係法令及び社内規定
 - イ. 毒物劇物の危険性及びその取扱方法
 - ウ. 毒物劇物の廃棄の方法
 - エ. 事故発生時の想定訓練（連絡及び事故時の措置等を含む）
 - オ. 事故発生の原因とその対策
 - カ. その他保健衛生上必要な事項
- (2) 毒物劇物営業者は、自らまた、は営業所の者を、社外で開催される毒物劇物関係の研修会に積極的に参加させなければならない。

第9章 文書化と記録及び保管

9. 1 文書化

毒物劇物営業者は、危害防止に関して、従業員、協力会社及びその他の関係者に周知させるために、必要な事項を文書化し、継承しなければならない。また、文書化する手順を定めるとともに、管理しなければならない。

9. 2 記録及び保管

毒物劇物営業者は、毒物劇物の危害防止活動を円滑に推進し、実効あるものとするため、活動実施及び運用に関して必要な事項を定め、記録する。

- (1) 活動方針及び管理方針に関すること
- (2) 貯蔵陳列等されている毒物劇物は管理簿等で定期的に確認する（品名、数量、譲渡者等）。
- (3) 法令及び規定類
- (4) 異常時及び改善に関すること
- (5) 教育計画及び実施に関すること
- (6) 監査に関すること
- (7) その他危害防止に関わる活動に関すること

これらを確実にフォロー出来るように整備し、その実施状況等を記録保管しなければならない。

第10章 監査

10. 1 監査計画の立案と実施

毒物劇物営業者は、定期的な監査計画を作成し、監査を実施する手順等を定めるととも

に、この手順に基づき、毒物劇物営業者を含めた監査を実施し、監査の結果、不適合と認めるときは、管理システムの実施及び運用に関しての改善を行い、計画的に実施させる。また、毒物劇物営業者は、危害防止活動のPDCAサイクルが問題なく機能している事を定期的に評価確認し、定めた目標を達成しなければならない。

保管や運搬等、販売に関係する業務等を外部に委託した場合には、その業務が毒物劇物営業者の定める関係基準に適合している事を定期的に確認し、適正な業務がなされるように指導監督しなければならない。

付 則

1. 承認者

この規定の制定・改定・廃止は□□（社長又は営業所長）の承認によって行う。

2. 責任者

この規定の内容及び制定・改定・廃止手続きについては○○（規定の改廃の担当部署の責任者）は毒物劇物取扱責任者の確認を経て作成し、その責を負う。

3. 実施日

この規定の実施日は、改定経歴表に記載された日とする。

| 1章 総則 | 危害防止規定の項目 | 着眼点 | チェックリスト |
|------------|---------------------------|----------|---|
| | 目的 危害防止規定の項目 | 規定の策定と遵守 | <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 危害防止規定を定めているか <input type="checkbox"/> 危害防止の策定には事業者及び従業員が参加しているか <input type="checkbox"/> 危害防止規定には法令で示された必要な事項をすべて盛り込んでいるか <input type="checkbox"/> 危害防止規定の遵守状況を認識しているか <input type="checkbox"/> 危害防止に関する事業者の理念を明確に定めているか <input type="checkbox"/> 危害防止に関する事業者の基本方針を明確に定めているか <input type="checkbox"/> 危害防止に関する基本方針に法令等の遵守を盛り込んでいるか <input type="checkbox"/> 危害防止に関する理念・基本方針を全従業員に周知徹底しているか <input type="checkbox"/> 危害防止に関する理念・基本方針を定期的に見直ししているか <input type="checkbox"/> 危害防止に関する活動計画の実施状況を評価し、危害防止に反映しているか <input type="checkbox"/> 事業者自身が自社の危害防止に対する理念・基本方針を示しているか <input type="checkbox"/> 事業者は、危害防止に関する最高責任者として責務を果たしているか <input type="checkbox"/> 事業者は、自社の危害要因の把握を認識しているか <input type="checkbox"/> 事業者は、地域社会の安全、安心、環境等の重要性について認識しているか <input type="checkbox"/> 営業所長は毒物劇物管理方針を定め目標と計画を立案しているか <input type="checkbox"/> 管理目標は理念・基本方針を反映しているか <input type="checkbox"/> 目標・計画どおりに改善を実施しているか <input type="checkbox"/> 目標・計画を従業員に周知・理解させているか <input type="checkbox"/> 年間毒物劇物管理計画を定めているか <input type="checkbox"/> 営業所が立地している場所についてリスクを考慮しているか（盗難、火災、自然災害等） <input type="checkbox"/> 危険性物質の貯蔵・取扱品名、数量を把握し、記録して管理しているか <input type="checkbox"/> 営業所の危害要因を具体的にリストアップしてあるか <input type="checkbox"/> 購入者における設備や毒物劇物等の化学物質等の危害要因を特定する手順を定めているか <input type="checkbox"/> 新規の購入者の身元は明確か <input type="checkbox"/> MSDSを備え、誰もがいつでも閲覧できるようにしているか <input type="checkbox"/> 毒物劇物の営業所におけるリスクを検討したか <input type="checkbox"/> 営業所から毒物劇物授与者に引き渡す際の安全な授与の仕方（引き渡し方法、運搬ルート等）検討したか <input type="checkbox"/> 毒物劇物の貯蔵、保管から生ずるリスクを検討したか <input type="checkbox"/> 国内外の事故・トラブル事例を入手した場合、同類事故・トラブルの発生の可能性がないか確認しているか <input type="checkbox"/> 毒物劇物の暴露による人体や動植物の危害防止対策が図られているか <input type="checkbox"/> 緊急時（漏洩、流失、火災、災害・火災、流失時等）の措置に備えているか <input type="checkbox"/> 毒物劇物の漏洩や火災、爆発等の発生があった場合の対策を立てているか <input type="checkbox"/> 毒物劇物を取り扱うことによるリスクを想定し、安全対策を取っているか（リスク管理） <input type="checkbox"/> 危害を惹き起こした負傷者の応急処置、病院搬送の措置対応は講じられているか <input type="checkbox"/> 目標・計画に具体的な実施内容を明示しているか <input type="checkbox"/> 各基準類の改廃は基準通りの手続きで行われているか <input type="checkbox"/> 目標・計画の進捗状況を管理しているか（どこの部署が管理しているか、責任者は誰か） <input type="checkbox"/> 危害防止管理計画の進捗状況が記録され、営業者等の承認を受けているか <input type="checkbox"/> 目標・計画の作成にあたり、従業員の意見を反映しているか <input type="checkbox"/> 改善事項を定期的に確認しているか <input type="checkbox"/> 目標・計画を関係部署の従業員に周知・理解させているか <input type="checkbox"/> 安全管理組織を編成しているか <input type="checkbox"/> 安全管理組織構成者に役割と責任を明確にしているか <input type="checkbox"/> 遵守すべき法令は従業員に周知されているか <input type="checkbox"/> 安全管理組織は管理責任が明確になっており、その責任を果たしているか <input type="checkbox"/> 毒物劇物法に定められた責任等は官庁に届けられているか <input type="checkbox"/> 当該営業所に適用される法律は明確になっているか <input type="checkbox"/> 当該営業所に適用される法律を遵守した法定管理者及び責任者は関係官庁に届け出ているか <input type="checkbox"/> 取扱者の法的責任を理解しているか <input type="checkbox"/> 責任者は定期的に遵守すべき事項（法で定められた）の確認を行い、事業者による結果を報告しているか <input type="checkbox"/> 毒物劇物危害防止に関する基準類はどのような基準が策定されているか（基準の体系とその具体的基準を提示する） <input type="checkbox"/> 毒物劇物の取扱いや各作業（実験含む）に関する作業手順は安全性、確実性を優先して、運転操作・作業の遵守・注意事項を定めているか <input type="checkbox"/> 基準類の制定、改訂、廃止等や承認手続きの手順は定められているか <input type="checkbox"/> 取り扱った物質の安全データシート（MSDS）は全物質が整備されているか、どのように管理されているか <input type="checkbox"/> 作業に必要な業務手順は定められているか |
| 2章 安全管理体制等 | 毒物劇物の管理方針 毒物劇物の管理目標の設定 | 目標と計画 | |
| 3章 安全管理 | 安全管理 | 基準の策定 | |

| | 資料 | 1-2 3枚 |
|---------|--|--------|
| 機器類の管理 | <p>△MSDS最新版にしてあるか。入手手順と書いて手順は明確になっているか</p> <p>◇安全な作業を遂行するために、基準類の実践を指導しているか (総合的)</p> <p>■機器・容器等の点検 検査基準は定めているか</p> <p>■使用するべき機器類は定められているか</p> <p>◇取り扱いは定めた状態の危険を評価しそれに耐えうる設備・機器を使用しているか</p> <p>◇設備・機器類の接続部分からの漏れがないことを確認しているか</p> <p>◇設備・機器類の腐食劣化による危険を考慮しているか</p> <p>◇設備・機器類の過大な力や圧力がかからないようになっているか</p> <p>◇設備・機器類からの漏洩等の異常発生時に被害拡大を回避する設備が設けられているか (二次防液堤、貯留池など)</p> <p>◇必要な保護具を整備しているか</p> <p>◇腐食性液体を取り扱う設備・機器類等の点検検査を定期的に実施しているか。</p> <p>◇腐食閉鎖、漏洩が確認されたときの対応措置を規定しているか (応急処置)</p> <p>◇設備・機器類の腐食や劣化の程度によって本体の修理または交換の基準を定めているか (恒久処置)</p> <p>◇諸設備・機器等の異常、不良が認められた際の措置は明確になっているか</p> <p>◇腐食や侵食の起こりやすい箇所を特定し、巡回点検重点箇所指定しているか</p> <p>◇営業所周辺の粉塵・油等の有無をモニタリングしているか</p> <p>◇車両の安全点検を定期的に実施しているか</p> <p>◇漏洩等の異常発生時に被害拡大を回避する設備が設けられているか (除外設備、二次防液堤、貯留池など)</p> <p>■始業前の危険予知は実施され安全を確認する習慣が定着しているか</p> <p>■安全な運転・作業を遂行するために、定期的に作業要領の実施状況を確認しているか (総合的)</p> <p>■安全確保のための定期巡回・点検を実施しているか。</p> <p>■作業前の危険予知、安全確認を習慣化するように教育されているか</p> <p>■使用するべき機器類は定められているか</p> <p>■安全な運転・作業を遂行するために、定期的に作業要領の実施状況を確認しているか (総合的)</p> <p>■客先に引き渡す品物の品名、数量、身元確認、管理簿の記帳は習慣化しているか</p> <p>■定期的な品名・数量の保管状況を確認しているか (容器からの漏れ、容器の劣化、槽の健全正等含む)</p> <p>■貯蔵・保管は毒物専用のものか。</p> <p>■貯蔵・保管基準は定められているか</p> <p>■漏洩、流失、浸出、飛散した場合、区外に出ないような設備に設計されているか</p> <p>■境界線から離れたところに貯蔵・保管庫は設置されているか</p> <p>■貯蔵・保管庫は漏洩、流失、浸出、飛散しないように設計されているか</p> <p>■貯蔵・保管庫の施設管理の要領を定め実施しているか</p> <p>■貯蔵・保管庫は持ち運び出来ないよう固定しているか</p> <p>■貯蔵・保管庫は盗難防止ため施設管理や立ち入り禁止等の管理がされているか。管理責任者は明確か</p> <p>■盗難・紛失等の対策は定められているか</p> <p>■運転中時、車両から離れるときの盗難防止対策を定めているか</p> <p>■保管場所の監視体制がとれているか</p> <p>■盗難・紛失時の連絡系統は定められているか</p> <p>■貯蔵・保管庫は盗難防止の管理がされているか</p> <p>■機器・容器設計は漏洩、流失、浸出、飛散しないように適正な材質、強度で設計されているか</p> <p>■漏洩・流出、飛散時の対策を定めているか</p> <p>■漏洩・流出時、作業員の安全保護対策は整備されているか</p> <p>■漏洩・流出時、作業員の安全保護対策は整備されているか</p> <p>■漏洩・流出時、作業員の安全保護対策は整備されているか</p> <p>◇着工前、工事中の安全確認は標準に行なわれているか</p> <p>□管理組織には有資格者等を適正に配置しているか</p> <p>□緊急停止基準を定めているか</p> <p>◇操作手順について始業前の危険予知が実施されているか</p> <p>■危険性の高い作業をリストアップしているか</p> <p>■小分け、詰め替え等の作業基準は定められているか</p> <p>■洗浄作業の基準は定められているか</p> <p>■荷受け後の手順を定めているか</p> <p>■商品を受品する場場合に専用の庫場を用意して仮置しているか</p> <p>■納品開始時に納品書と現物との照合を行っているか</p> <p>■機器・容器等の管理点検、検査を実施しているか</p> <p>■破砕等品質異常品の処置方法を定め処置しているか</p> <p>◇設備・機器類からの漏洩はないか定期的に点検しているか</p> <p>◇保護具着用が遵守されていることを現場現物で確認しているか</p> | |
| 日常管理 | | |
| 在庫管理 | | |
| 盗難・紛失防止 | | |
| 漏洩、流失防止 | | |
| 業務 | | |
| 業務 | | |
| 点検確認 | | |

| | | | |
|------------|----------|---|-----------|
| 第5章 物流 | 物流 | <p>◇取り扱いは関係する基準類の遵守状況を確認しているか</p> <p>□工事が影響を及ぼす範囲について、他の工事責任者との間で協議しているか</p> <p>◇着工前、工事中の安全確認は確実に実施されているか</p> <p>◆外部に委託している業務は法や定めた基準を遵守し適正に行われているかを定期的に確認しているか</p> <p>◆外部委託業務は契約書を締結し、業務範囲、責任は明確になっているか</p> <p>◆外部に委託している業務は変更管理が適正に行われていることを定期的に確認しているか</p> <p>◆運搬作業基準（荷物、数量、届け先、荷物緊結、車止、盗難防止等）は定められているか</p> <p>◆運搬作業前、後の管見、荷物品名、数量、の確認をしたか</p> <p>◆搬送途中での荷役品の品名、数量の確認をしているか</p> <p>◆搬送中に振動による接続部の緩み等が起らないよう養生しているか</p> <p>◆輸出品荷受の時に割れ、漏洩などの異常がないことを確認しているか</p> <p>◆搬送者はイエカードを理解しているか</p> <p>◆搬送者は毒物劇物の入荷、出荷作業を理解しているか</p> <p>◆車両には定められた標識が付けてあるか。緊急時に使用する定められた備品が備え付けられているか</p> <p>◆運搬作業基準（荷物、数量、届け先、荷物緊結、車止、盗難防止等）は定められているか</p> <p>□輸出品荷受の時に割れ、漏洩などの異常がないことを確認しているか</p> <p>◆運搬経路の安全性を確認したか</p> <p>◆毒物劇物が公共場所へ漏洩、流出が発生した際の応急措置と連絡体制を定めているか</p> <p>◆漏洩・流出時の連絡体制は確立しているか</p> <p>△異常事態を想定した体制は組織されているか</p> <p>◇所外流出の不測事態を想定し、対応措置を呈示しているか（公道、河川、海上、大気）</p> <p>◆異常事態を想定し、必要な資機材を整備し、定期的に点検整備しているか</p> <p>◆類似事例の再発防止対策を確認しているか</p> <p>◆年間教育管理計画を定めているか</p> <p>◆年間教育研修計画は営業所の関係法令を満足する教育計画となっているか策定され、営業所全員に周知されているか</p> <p>△従業員毎に研修すべき科目が明確になっているか。履修記録はあるか。</p> <p>◇設備・機器類の漏洩（流出）の有無・状態を定期的に点検しているか</p> <p>□新入社員（転入者）安全教育・訓練を実施しているか</p> <p>◆毒物取り扱いは危険性、遵守、注意事項等について教育しているか</p> <p>◆法律や社内規定の周知教育がなされているか</p> <p>□営業所内の従業員に対し、安全の確保に関する理念・基本方針の周知を図っているか</p> <p>◆漏洩、流失、爆発、飛散等の異常時に発生する教育訓練を定期的に行っているか</p> <p>◇毒性、薬物などによる危害に関する基本的な安全教育を実施しているか。</p> <p>□保護具の装着訓練を実施しているか</p> <p>□運転部門教育訓練計画に、緊急時対応訓練を盛り込んでいるか</p> <p>◇保護具の着用を定め、作業員に指導・教育を行っているか（保護面、手袋、安全帯等）</p> <p>◆社外の教育研修に参加しているか</p> <p>△各基準類の改訂は基準通りの手続きで行われているか</p> <p>△各基準類の改訂経歴あるか。現在使用されている基準類は最新版となっているか</p> <p>◆映画委託防止の活動方針、計画は文書化され周知されているか</p> <p>◆毒物劇物の品名、数量、投与先は記録され定期的に確認されているか</p> <p>◆規定類や法令は文書化され周知されているか</p> <p>△監査の手順は決められているか（審査員、実施計画、実施記録、正報告）</p> <p>◆監査計画を定めているか</p> <p>△監査結果の不具合事項は適切に是正され、改善が実施されている事を定期的に確認しているか</p> <p>△改善指図書事項を監査対象、営業者（社長あるいは営業所長）及び関係箇所（関係箇所）に周知徹底しているか</p> <p>□営業者は、監査結果の報告を受け、把握しているか</p> <p>□営業者に対する改善勧告を行っているか</p> <p>◆営業所長は毒物劇物管理状況の監査を実施しているか</p> | 資料 1-2 3枚 |
| 第6章 異常時の処置 | 異常時の処置 | <p>◆通報連絡</p> <p>◆処置</p> | |
| 第8章 教育訓練 | 教育訓練 | <p>◆教育計画</p> | |
| 第9章 文書化と記録 | 文書化 | <p>◆文書化</p> | |
| 第10章 監査 | 計画の立案と実施 | <p>◆計画</p> <p>◆マネジメントレビュー</p> | |

- ・ □印は、参考文献：1）の危険性評価方法（チェックリスト方式）を引用し、一部を加筆修正した。
 - ・ △印は、参考文献：2）の化学品製造業チェックリスト（A-B；E；簡易版）を引用し、一部を加筆修正した。
 - ・ ◆印は、危害防止規定の策定に際し、規定の内容等に漏れがないようにするため、追加した。
 - ・ ◆は販売業の特性から発生したチエック・ステートメント
 - ・ ◆着眼点とは、規程作成する場合、参考となる事項をキーワードとして追記した。
- 参考文献
1）（財）全国危険物安全協会；「危険性評価方法（チェックリスト方式）」（2007）
2）長谷川和俊、大野晋、岡谷正明；「毒物劇物の事例解析に基づく安全管理創生に関する研究」平成18年度研究報告書（H17-化学一般-005）
厚生労働省研究補助金 化学物質リスク研究